

自転車指導啓発重点地区・路線(八雲警察署)

令和8年5月

八雲警察署の自転車指導啓発重点路線

二海郡八雲町立岩～二海郡八雲町内浦 国道5号(約2,200mの区間)

★選定理由★

交通量の多い国道5号において、自転車利用者が集中しており、交通事故発生の危険性が高いため。

八雲警察署自転車指導啓発重点地区・路線マップ



重点路線で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- > 歩道で徐行や一時停止をしない
- > 並進
- > 無灯火



★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、**車道寄り**を**すぐに止まれるスピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止！

八雲警察署では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

